

埼玉県PPP／PFI地域プラットフォーム要綱

(名称)

第1条

本会は、「埼玉県PPP／PFI地域プラットフォーム」という。

(目的)

第2条

本会は、埼玉県内の地方公共団体における公共施設等の整備・維持管理・運営等に関し、地域の産官学金間の連携の強化、地方公共団体及び民間事業者の能力の向上を図り、PPP／PFI事業(以下「官民連携事業」という。)の導入を促進することにより、効率的かつ効果的な公共施設等の整備・運営及び良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の成長に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条

1. 本会は埼玉県内の産官学金の団体等の参加をもって組織する。
2. 本会への参加を希望する関係者は、その旨を事務局に申し出ることにより、参加することができるものとする。

(事業)

第4条

本会は、第2条の目的を達成するために、関係機関の参画・協力を得ながら、次の事業を行う。

1. 埼玉県内における官民連携事業の案件の掘り起こし及び案件形成・推進のための官民対話の実施支援。
2. セミナー・研修の開催などを通じて官民連携事業に関する情報及びノウハウの共有。
3. その他、埼玉県における官民連携事業の導入促進のために必要なこと。

(事務局等)

第5条

1. 本会の円滑な事業実施や運営体制の確保を図るため、コアメンバーを置く。コアメンバーは別表のとおりとする。
2. 本会の事務局は、コアメンバー内に置き、本会の事業実施・運営に関する企画立案等を行う。
3. 本会の事務局の代表は、埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課が務める。
4. 代表以外のコアメンバーは、事務局として本会の事業実施・運営に関して、代表を補助する。

(その他)

第6条

この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項はコアメンバー内で協議して定める。

【附則】

この要綱は、令和7年2月14日から施行する。

別表(第5条関係)コアメンバー

団体名
埼玉県
株式会社埼玉りそな銀行
株式会社武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫